令和5年度山形県カーボンニュートラルチャレンジ応援補助金 交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、持続的発展が可能な豊かで美しい山形県の実現を目指すことを目的として、学生等で組織する団体がカーボンニュートラルの実現に資する事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則(昭和35年山形県規則第59号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で当該団体に対し補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「学生等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、大学若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校に在籍している生徒又は学生をいう。

(補助事業者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる団体(以下「補助事業者」という。)は、次の各号に 掲げる要件の全てに該当する団体とする。
 - (1) 主として山形県内で活動を行い、主たる拠点(以下「拠点」という。)を山形県内に有していること。
 - (2) 主に山形県内に住む学生等により構成されていること。
 - (3) 定款、規約又は会則等を有しており、かつ、代表者が明らかであること。
 - (4) 未成年者のみで構成されていないこと。
 - (5) 営利活動、政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと。
 - (6) 暴力団又は暴力団員等が関与していないこと。

(補助事業)

- 第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する活動とする。
 - (1)活動の実施場所が山形県内であること。
 - (2) 第4次山形県環境計画に掲げる6つの施策の柱のいずれかに寄与する活動であること。
 - (3) カーボンニュートラルの実現に資する実践活動、普及啓発活動又は調査・研究活動のいずれかであること。
 - (4) 営利を主たる目的としていないこと。

- (5) 個人若しくは特定の事業者の利益、又は政治若しくは宗教的宣伝を目的としていないこと。
- (6) 国、県又は市町村から他の名目で補助金等の交付を受けていない、又は受ける見込みがないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表に掲 げるとおりとし、補助金の額は、補助対象経費の合計額又は5万円のいずれか低い額と する。

(交付申請)

- 第6条 規則第5条の規定による補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業計画書(様式第1号)
 - (2) 収支予算書(様式第2号)
 - (3) 団体の概要がわかる書類(定款、寄附行為又は規約等)
 - (4) 会員名簿
 - (5) 口座振込申出書(様式第3号)
 - (6) 振込先の通帳の写し
 - (7) その他知事が必要と認める書類
- 2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費 税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費 税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により仕入れに係る消費 税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号) の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額を いう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において 当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この 限りではない。

(交付の決定等)

- 第7条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を 審査し、適正と認めるときは、予算の範囲内において交付の決定を行う。
- 2 知事は、前項による交付決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及 び地方消費税に係る仕入れ控除税額について減額して交付申請がなされたものについて は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に

係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について、補助金の額の確定において 減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付決定の通知)

第8条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を行ったときは、その決定内容及びこれに付した条件を当該補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

- 第9条 規則第7条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。
 - (1)補助事業者は、知事が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。
 - (2) この要綱により補助金を交付した補助事業名、補助事業者名、補助事業の内容等を県が公表することに同意すること。

(補助事業の変更等)

- 第10条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次の各号に掲げる要件全てに 該当するものとする。
 - (1) 補助対象経費の増額を伴わないもの
 - (2) 補助事業の目的及び効果に変更を及ぼさないもの
- 2 規則第7条第1項第1号の規定により、知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事 の承認を受けようとするときは、その理由を記載した事業中止(廃止)承認申請書(様 式第5号)を提出しなければならない。

(補助事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第12条 規則第7条第1項第2号の規定により、補助事業が予定期間内に完了しないと 見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、その理由を記載した事業遂 行状況報告書(様式第6号)を知事に提出し指示を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書の提出期限は、補助事業完了後 30日を経過する日又は令和6年3月15日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、 次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(様式第7号)
- (2) 収支精算書(様式第2号)
- (3)活動の様子を記録した写真データ
- (4) 補助事業に係る領収書等(いずれも補助事業者自身以外が発行したもの)の写し
- (5) その他知事が必要と認めるもの
- 2 補助事業者は、実績報告書の提出に当たり、第6条第2項ただし書の補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第14条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、実績報告書等の 書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果 が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審 査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通 知するものとする。

(支払い)

- 第15条 補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、 知事が必要と認めるときは、補助金の交付決定の後に、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(交付の決定の取消)

- 第16条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定により交付決定した補助金の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 補助事業者が、当該補助金を他の用途へ使用したとき。
 - (2) 補助事業者が、補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (3)補助事業者が、当該補助事業に関し、法令、規則又はこれに基づく処分若しくは命令に違反したとき。
- 2 前項各号の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第17条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消 に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ず

る。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を 超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(帳簿等の保管)

第18条 補助事業者は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類 を備え、令和5年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月17日から施行する。

別表 (第5条関係)

MX (MORNING	
区 分	内 容
旅費	拠点から活動の実施場所への往復に係る公共交通機関の利用料金
報償費	外部講師への謝金及び旅費等
印刷製本費	パンフレット、チラシ、資料等の印刷費用
消耗品費	活動の実施に必要不可欠な消耗品の購入費用
材料購入費	活動の実施に必要不可欠な購入費用
通信運搬費	通信料、郵便料金等
保険料	イベント等の実施にあたっての保険加入料
使用料	会議室の賃借料、機材の借上料、タクシー運賃等
その他	その他知事が必要と認める経費

《対象外となるもの》

- ※ 施設・設備等の維持管理に係る経費
- ※ 補助事業として実施するイベント等の参加者に対する日当、旅費及び飲食代
- ※ 他の事業等に流用することを目的とした材料等の購入に係る経費
- ※ 土地の借上げ、買取りに係る経費
- ※ 業務の委託料
- ※ 個人で準備することが適当であると考えられるもの
- ※ 領収書等により金額が確認できないもの